

本部長指示事項

令和8年5月30日
沖縄県災害対策本部長

令和8年台風第6号の対応に関して、各本部員に次のとおり指示する。

- 1 所管する施設・設備等について、事前の台風対策を講じること。公社等の外郭団体など関係機関に対しても台風対策の徹底を求めること。
- 2 台風や大雨などの気象情報を常に確認するとともに、被害情報の積極的な把握に努めること。人的被害など重大な被害を覚知したときは、直ちに報告すること。
- 3 災害予防及び災害応急対策の実施にあたっては、住民及び職員等の生命及び身体の安全の確保を第一として、市町村及び防災関係機関と緊密に連携して全力で取り組むこと。
併せて、従事する職員等の適切な労務管理を講じ、二次災害の防止を徹底すること。
- 4 先日の大雨や線状降水帯により、道路決壊や土砂崩れがあった箇所などについては、市町村とも連携し、事前の備えや対応等に十分留意すること。